

## 機能追加機器の賃貸借契約（案）

沖縄県〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、複合機の機能追加機器の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、「複合機による複写サービス等に関する契約」（令和〇年〇月〇日締結）により設置した複合機への機能の追加に関して、乙が機器を甲の使用に供し適切な操作方法を甲に指導し、甲がこれに対して賃貸借料金を乙に支払うことを目的とする。

（対象複合機）

第2条 この契約により機能を追加する複合機は別表1の複合機とする。

（対象機器及び設置場所等）

第3条 機能の追加に関する機器は別表2のとおりとし、設置場所は別表1のとおりとする。  
2 前項の機器の搬入、据え付け、調整、設定及び搬出等に要する一切の費用は乙の負担とする。

（契約期間等）

第4条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約であり、契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 令和〇年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、財務規則第101条第2項第9号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（賃貸借料金）

第7条 賃貸借料金（月額）は、別表2のとおりとする。ただし、別表2の賃貸借料金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない。

2 契約期間における賃貸借料金の総額は\*\*\*,\*\*\*円（うち、消費税等\*\*,\*\*\*円）とする。

（賃貸借料金の請求）

第8条 乙は毎月末日に、別表2の賃貸借料金及び消費税等を甲に請求するものとする。

2 この契約における1カ月とは月の初日から末日までをいう。

3 契約開始の月または終了の月において機器の使用期間が1カ月に満たない場合、賃貸借

料金は使用期間に応じて日割り計算して算出する。

- 4 料金の請求にあたり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 請求書に記載する宛名及び請求書送付先住所は別表3のとおりとする。

(賃貸借料金の支払い)

第9条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸借料金を支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(賃貸借料金の改定)

第10条 第7条に規定する賃貸借料金は、経済事情の変動その他の事由により必要と認められたときは、甲乙協議の上改定することができるものとする。

(機器の修理等)

第11条 機器が故障した場合、甲の請求により、乙は直ちに係員を派遣し修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

2 乙は、甲の承認を得たうえで、乙の指定する者(以下「丙」という。)に機器の修理等を行わせることができる。この場合、前項の規定は、丙が行う修理等について準用する。

3 乙は、前項に基づき丙が行う機器の修理等について、丙に必要な指導及び監督を行わなければならない。

4 修理等は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。

5 修理等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(機器の品質保証)

第12条 乙は、機器の品質が低下し、甲の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに機器の交換を行うものとする。これに要する経費はすべて乙の負担とする。

(機器の所有権)

第13条 機器の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。

2 甲は、機器が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機器の現状を変更するような行為及び消耗品等を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第14条 甲は、第2条に規定する複合機の設置場所を変更する必要がある場合には、事前に乙に通知し、乙はこれに応じて機器の移動を行うものとする。これに要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

2 前項の規定により設置場所を変更した場合は、第3条第2項を準用する。

(保険)

第 15 条 乙は、乙の負担で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第 16 条 第 1 条の「複合機による複写サービス等に関する契約」(令和〇年〇月〇日締結の第 16 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条、第 18 条並びに第 19 条 2 項により第 2 条に規定する複合機が契約解除となった場合、甲はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、甲が故意又は重過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(機密の保持)

第 18 条 乙又は丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び別紙 1 個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(契約の解除)

第 20 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由無く契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

2 契約期間内において、第 1 条の「複合機による複写サービス等に関する契約」(令和〇年〇月〇日締結)の第 16 条第 3 項により第 2 条に規定する複合機の契約が解除される場合は、この契約も解除されるものとする。

3 前 2 項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方乙の損害については、いずれもその責を負わない。

(機器の撤去)

第 21 条 第 4 条、第 16 条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合は、機器を速やかに撤去しなければならない。

2 前項に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

(その他)

第 22 条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 23 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。



## 別紙 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第7 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

#### (事故発生時における報告)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別表1(第2条関係)

## 機能追加対象複合機

契約名	複合機による複写サービス等に関する契約				
締結日	令和〇年〇月〇日				
契約期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				
地区	第〇地区(〇〇〇〇〇〇)				
識別番号	部局名	設置機関名	設置場所	設置住所	設置機種名

別表2(第3条、第7条関係)

## 機能の追加に関する機器及び賃貸借料金

(単位:円)

機器	賃貸借料金(月額)

※消費税等別

別表3(第8条関係)

## 賃貸借料金請求書記載事項

請求書宛名	請求書送付先住所